

埼労発基 1112 第 3 号  
令和 7 年 11 月 12 日

各 位

埼玉労働局長  
(公印省略)

## 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の公布について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格別の御協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、石綿障害予防規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 111 号）が令和 7 年 10 月 31 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

改正の内容等については、下記のとおりですので、貴団体におかれましても会員事業者への周知等に御協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 改正の趣旨及び概要等

##### (1) 改正の趣旨

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）について、令和 8 年 1 月 1 日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物を追加することに併せて、事前調査を行った者が有資格者であること等を確認するため、石綿則第 4 条の 2 第 3 項に基づく報告様式の所要の改正を行ったものである。

##### (2) 改正の概要

様式第 1 号について、以下のとおり一部改正したこと。

- ア 「事前調査を行った者の修了した講習の区分」を報告事項として追加したこと。
- イ 石綿に関する作業の開始時期を報告する欄について、開始日を報告するよう改め、備考の 6 にその説明を追加したこと。
- ウ 作業対象の材料ごとの「石綿使用の有無」の選択肢の「みなし」を

「有とみなす」と改めたこと。

エ 作業時の措置を報告する選択欄に、「除じん性能を有する電動工具の使用」、「その他の粉じん発散防止措置」を追加したこと。

## 2 細部事項

### (1) 事前調査を行った者の修了した講習の区分関係

石綿則第3条第1項の規定に基づく解体等の作業に係る事前調査について、一部の工作物の有資格者による事前調査が追加されたことに伴い、工作物、建築物等の解体等の作業の対象に応じた適格な有資格者による事前調査の実施の確保を図るため、事前調査を行った者の修了した講習の区分を報告事項とすることとしたものであること。

具体的には「一般」、「特定」、「一戸建て等」、「工作物」、「船舶」、「その他」の区分を追加したこと。

### (2) 石綿に関する作業の開始日関係

これまで、石綿に関する作業の大まかな開始時期を報告させることしてきたところ、時期をより正確に把握するため、開始日を報告させることとしたものであること。

### (3) 作業対象の材料ごとの「石綿使用の有無」の選択肢関係

的確な報告に資するよう、表現の適正化を図ったものであること。

### (4) 作業時の措置を報告する選択欄関係

令和6年4月以降、石綿の切断作業時には、湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用、その他の粉じんの発散防止措置のいずれかの措置を行うことが義務付けられているところ、当該措置の実施の徹底を図るため、いずれかの措置を講ずることとしているのか報告させることとしたものであること。なお、「その他の粉じん発散防止措置」には、封じ込め作業における固化剤の吹付け、除去作業における剥離剤の使用、湿潤化が著しく困難な場合における隔離（囲い込み）等が含まれること。

## 3 その他

改正後の様式第1号は別添を参照すること。

なお、今回の改正は紙により報告するための様式を改正するものであり、また、これにより電子申請による報告様式も改正されるものであるが、石綿則第4条の2に基づく報告は、原則として電子申請により行うこととしていること。